

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和3年3月16日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第3号

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部改正)

第1条 瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金条例(令和2年瀬戸市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第2条 本市は、 <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)</u> 対策の推進を図るため、瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。	(設置) 第2条 本市は、 <u>新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)</u> 対策の推進を図るため、瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(瀬戸市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 瀬戸市国民健康保険条例(昭和36年瀬戸市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="277 271 360 300">附 則</p> <p data-bbox="225 329 798 409">(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p data-bbox="197 439 798 1227">第5条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p data-bbox="197 1256 440 1285">2及び3 <省略></p>	<p data-bbox="885 271 968 300">附 則</p> <p data-bbox="833 329 1406 409">(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p data-bbox="805 439 1406 1126">第5条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）</u>）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p data-bbox="805 1256 1048 1285">2及び3 <省略></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。